

厚生省保管旧軍人韓国人遺骨
処理方針

44.10.9

北東アジア課

第3回日韓定期関係会議の外務関係個別会
議でのコミューン草案作成の際に旧軍人韓国人
遺骨に関して日韓間に合意をみた別紙の了解
に基づき次の方針により処理することとする。

(なお、韓国側は建前上一括返還の原則

を放棄することには難色を示しているが

みられるが、日本側としてはかかる原則論

は棚上げにし、具体的に確認できる遺族

または縁故者にとりあえむ渡す方針で臨むこととする。)

1. 遺族または縁故者は、その遺族または縁故者であることを示す戸籍謄(抄)本を添え、かつ在米韓国大使館の認証をとりつけた上で厚生省に申請すること

2. 遺骨引取人が自ら厚生省に出頭できない時は上記1.の書類を在米大使館および外務省北東アジア課を通じて厚生省に申請すること

3. 引取人本人が厚生省に出頭する時は、厚生省

から直接に引取人に遺骨を引渡し、然ら

ざる場合は当該遺骨は厚生省から外務省

北東アジア課 および在京大使館を通じて韓国

に送付され 関係遺族または縁故者に引渡

されるものとする。

4. 上記3. 前段の場合には 日本国政府の責

任は直接引取人に渡した時に、また上記

3. 後段の場合には 外務省から在京大使館

に引渡された時において 終了する。